



目次

みんなの声	2
第8回定例会について	3～8
(令和2年度決算報告)	
村政を質す(一般質問)	9～15
その他	16

議会だより

9月定例議会



さくら幼稚園

秋の実りに感謝を込めて

裏磐梯幼稚園

第4回 みんなの声

本年より始めました「みんなの声」。村民の皆様よりお寄せいただいた声を掲載しています。投稿ご希望の方は、下記の「みんなの声」募集要項をご参照ください。皆様のご投稿を心よりお待ちしております。

『持続可能・再生エネルギー』
染谷 洋三さん(狐鷹森)



世間では理解不能だろうが、今から三十五年前、三十代の時に、定年退職後の第二の人生を過ごすつもりで、裏磐梯に居を構えた。この地に特に思い入れがあった訳ではなく、いくつかの事情と偶然が重なっての結果であった。妻が有るにも係らず、多分に隠棲(いんせい)の気持ちもあったので、どうにか生きていければいいの軽さも支配して、未知未経験の宿泊業が始まった。

前途多難の第二の人生は、つまり立ちがやつの幼児のようであり、端目(はため)には、危なっかしくて、放ってはおけないということだったのであろう。

ご近所、同業者、関係業者各位、多くの方々の手助けを頂き、どうか今に至る。

ある調査によると、裏磐梯の観光地としての認知度は、さほど高くない。国立公園という括り

(くくり)で考えれば、風光明媚な所は、全国的に多々あるのだから当然であろう。

しかし、裏磐梯の特筆すべきは、再訪率の極めて高いことである。来訪者にとって、景観ばかりでなく、以前の自分が体感したように、地元の方々の暖かさを感じたからだろう。

十年以上前だろうか、「旅のペンションクラブ」という旅行記者の団体から、賞を受けた。その主な理由は、地元の方々の素朴であるが、暖かい眼差しと言動ということであった。

転居以来多くの方々の援助は、今でも、これからも持続するものと思える。この幸福と感謝の念とこの援助に、当然対価は支払われている。自ら対価を求めない行為ということによってある。

これにより、この行為は、持続可能、再生可能なエネルギーとして、心の糧となると思う。

今、加齢とともに対価を求めない行為を持続出来るエネルギーも能力もほぼ涸渇(こかつ)している自分は、なにもできそうもない。

一隅(いちぐう)を照らすほどのエネルギーもないが、一隅(いちぐう)を灯そうという気持ちを持ち続けて、前を向いて、生きていきたい。感謝にかえて。

北塩原村議会広報議会だより 〈「みんなの声」応募要項〉

- テーマ : 自由(村への要望などは除きます。)
- 字数制限 : 500字以内
- 掲載 : 年4回発行議会だよりへ掲載します。各号1名の予定です。
- 選考 : 議会広報調査特別委員会にて選考・決定します。
- 応募方法 : 投稿文に住所・氏名・電話番号を明記し、本人の写真を添付の上、下記の宛先に郵送または、メールアドレスに送付願います。
(本人写真の準備が困難な場合は撮影に伺います。)
- 宛先 : 〒966-0485
北塩原村大字北山字姥ヶ作3151 北塩原村議会事務局
- E-mail : gikai01@vill.kitashiobara.fukushima.jp
(役場本庁、裏磐梯合同庁舎、桧原出張所の窓口にご持参いただいても結構です。)

令和2年度一般会計決算 33億4,574万円を認定

第8回 定例会

あらまし

令和3年第8回定例会が9月10日から17日まで8日間の会期で行われた。1日目は村長から村政の報告と議案の提案理由の説明、そして各議案の説明が行われた。4日目は休会し、全議員による行政視察が行われ、村内すべての行政区の視察を行った。5日目から6日目の午前まで、合計6名の議員の一般質問が行われ、午後より7日目にかけて各常任委員会に分かれ、集中的に議案審議を行った。最終日の8日目は残りの議案の質疑・討論・採決が行われ、議決は追加議案を含め、原案可決14件、原案同意2件となった。

主な質疑

議案第56号

令和2年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について

全会一致で可決

住宅取得補助金制度について

【問】酒井 利美 議員
住宅取得補助金について、一度村外へ移住した学生が村に戻った際に住宅を取得し、補助金が支給されたと聞いたが、妥当かどうか精査を行ったのか伺う。

【答】総務企画課長

今回の要件では、県外に3年ほど居住し、一度本村に戻った後、昨年に申請があり、申請時は移住して2年以内というところで該当していたため交付しました。しかし、ご指摘の大学生がこの補助金の目的を果たせるかどうか、という点で再度調査したいと考えております。

【問】酒井 利美 議員

これに関連して住宅耐震診断の補助金についても、村内の実家の住所からの申請があったと聞いたが、それでも該当するのか。また、学生からの申請に対応したのはおかしいのではないかと考えを伺う。

【答】総務企画課長

補助金申請の形式としては合致していますが、実態等が要項等の目的にあっているかどうかを照らして調査を実施したいと考えております。

【問】池田 睦宏 議員

他県にいた時の生活実態は確認ができていたのか。宅地の購入の際、支払いは学生名義であったか。申請を出した時の住所はどこにあったのか伺う。

【答】総務企画課長

県外での生活の実態は、学生であったことは確認できております。購入の際の領収書の写しは購入者の名前になっていました。申請時点の住所は村内の住所です。



【問】池田 睦宏 議員

県外から転入した際、居住して2年以内に申請すれば対象になるのか。また、きちんとした審査は行われたのか。問題があった場合払い戻しも含めた今後の対策を伺う。

【答】総務企画課長

村内で移動するという

特殊な事例だったため、今後要綱の中でも見直しをしていきます。違反があった場合、返還を求め規定があるため、目的にそぐわないと確認できましたら対応をおこなう予定です。

【問】池田 睦宏 議員

村内の学生が村に戻った際に、みんなこれが対象になってしまうのが問題であり、今後これが認められるかどうか伺う。

【答】総務企画課長

県外からの移住者の定義について細部の規程がされていないため、紛れが無いように詰めていきたいと思っています。移住についても住民票の移動が移住の定義となっているため、学生や単身赴任者についても見直しを図っていきます。

【問】若林 幸子 議員

子供がああ物件を欲しいとは思わないのではないのか。親の考えではないのか。耐震診断を行えば転売も可能になってしまふのではないのか。補助の申請書類も領収書の写しではなく、原本や、契約書まで確認はしているのか。

【答】総務企画課長

申請の添付書類として、不動産売買契約書の写し、登記簿謄本、領収書のコピーを求めている確認しています。

【問】佐藤 善博 議員

今後、子どもがUターンしたものに対して認めていくのか。公金を支払った後に調査してどうするのか。村の考えが甘いのではないのか。要綱を簡単に変えられるのか。

【答】総務企画課長

Uターンについて要綱で想定ができていませんでした。住宅の処分は10年間はできないと規定もあります。違反の場合は補助金の返還を命じる規定もありますのでこれに基づき調査してまいります。要綱の改正については一部、移住者の定義のあいまいな点について詰めてまいります。

村税について

【問】佐藤 善博 議員

国保税について、短期証の発行の基準を伺う。また、固定資産税について、どのような基準で差し押さえ等をするべきなのか伺う。

【答】税務課長

国保税の短期証の発行については納入の確認をし、無い場合には最低1カ月をお納めいただき発行します。固定資産税については税法に基づき財産調査をおこない差し押さえを実行することにしております。

【問】佐藤 善博 議員

短期証については1期だけ納めただけでは残ってしまふのではないのか。固定資産税についても今年猶予しても来年倍になる。以前より何千万円も滞納させて来年倍払わなければならぬ。これをどう回収していくのか。

【答】税務課長

国保税については1期ではなかなか滞納は減らないと認識しております。今後は複数期の納入を頂き滞納額を減らすようにしてまいります。徴収猶予については猶予の許可を出す場合は担保を取るようになっています。固定資産税については車両等の差し押さえを強化してまいります。



村内行政区の視察を実施

9月13日、議員9名による行政区視察が行われ、村内20の行政区をまわり、各地の要望箇所の調査が行われた。



大塩地区



下吉地区



早稲沢地区



金山地区



蛇平地区



小野川地区

緊急動議

村税の滞納分の解消策について質す！

【問】佐藤 善博 議員
固定資産税の未納に対し、差し押さえについていつからやるのか。

【答】村 長
土地・建物について調査を進めています。随時実施します。

【問】佐藤 善博 議員
固定資産税の徴収、現年分は100%するべきではないのか。

【答】村 長
昨年度よりも徴収率を上げ、100%を目指し車両など財産の差押えを実施してまいります。

【問】佐藤 善博 議員
国保税の滞納を解消するためには3期分では解消にならない。未納額の50%を納めさせるべきであるが考えを伺う。

【答】村 長
早期に解消するという点においては、そうした50%程度の率で納めていただくことは良い策であると思いますので協議をしてまいります。

【問】佐藤 善博 議員
上下水道の使用料について、給水停止をしない条件は、未収額の30%以上の納付、再び開栓する条件は未収額の50%以上の納付とすべきである。

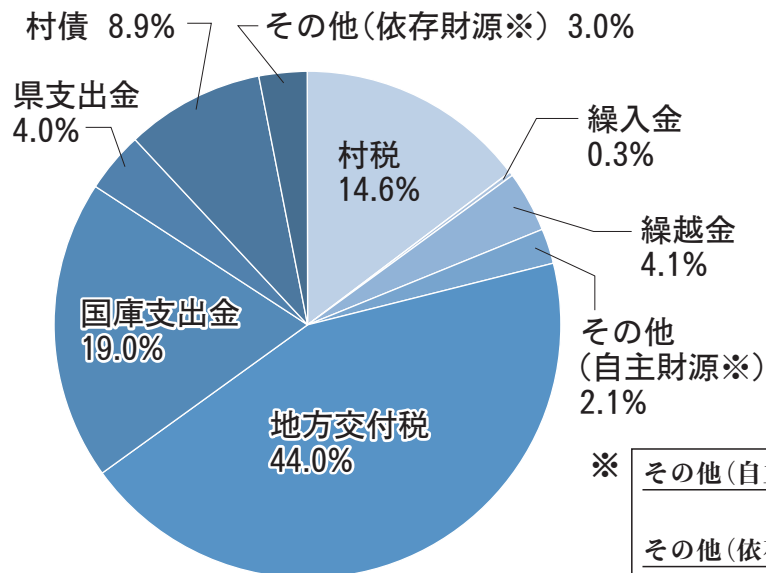
【答】村 長
ご提案のとおりとして給水停止を実行してまいります。

【問】佐藤 善博 議員
水道の無断接続、使用について早急に告訴すべきである。いつやるのか伺う。

【答】村 長
週明けには弁護士に相談し10月上旬に提出したいと考えております。

令和2年度一般会計歳入歳出決算額（項目別）

歳入総額34億7,008万円

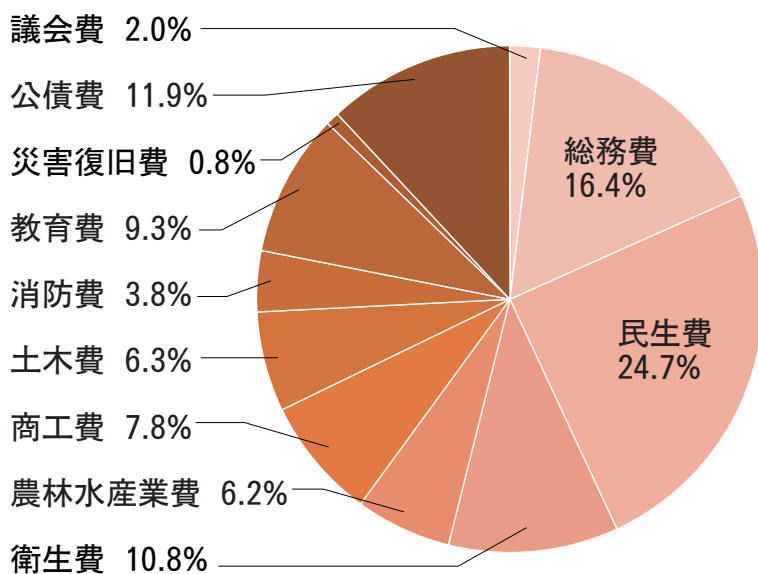


歳入

項 目	2 年度決算	対前年比(%)
村 税	5億0,732万円	▲ 7.8%
繰 入 金	1,030万円	▲ 88.5%
繰 越 金	1億4,100万円	▲ 29.6%
その他(自主財源)	7,719万円	5.6%
地 方 交 付 税	15億2,821万円	7.4%
国 庫 支 出 金	6億5,775万円	201.5%
県 支 出 金	1億3,713万円	9.0%
村 債	3億0,870万円	0.7%
その他(依存財源)	1億0,248万円	9.3%
合 計	34億7,008万円	12.7%

※ その他(自主財源)……分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入
 その他(依存財源)……地方譲与税、地方消費税交付金ほか各種交付金

歳出総額33億4,574万円



歳出

項 目	2 年度決算	対前年比(%)
議 会 費	6,810万円	3.9%
総 務 費	5億5,048万円	▲ 6.2%
民 生 費	8億2,509万円	100.9%
衛 生 費	3億6,286万円	▲ 2.9%
農 林 水 産 業 費	2億0,632万円	20.6%
商 工 費	2億6,009万円	30.9%
土 木 費	2億1,133万円	▲ 36.0%
消 防 費	1億2,589万円	7.6%
教 育 費	3億1,210万円	▲ 0.2%
災 害 復 旧 費	2,639万円	263800.0%
公 債 費	3億9,709万円	6.5%
合 計	33億4,574万円	13.8%

各 会 計 の 決 算 額

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引	(歳入のうち一般会計からの繰入額)
国民健康保険事業費特別会計	3億6,076万円	3億4,458万円	1,618万円	3,278万円
簡易水道事業費特別会計	1億7,765万円	1億7,729万円	36万円	4,345万円
特定環境保全下水道事業特別会計	3億1,493万円	3億1,373万円	120万円	17,925万円
簡易排水施設事業特別会計	184万円	178万円	6万円	151万円
農業集落排水事業特別会計	5,167万円	5,116万円	51万円	3,967万円
介護保険事業特別会計	3億5,200万円	3億4,574万円	626万円	5,446万円
後期高齢者医療特別会計	3,004万円	2,908万円	96万円	4,914万円
計	(各会計の一般会計からの繰入額の合計 = 一般会計繰出金)			4億0,026万円

健全化判断比率

(%)

項 目	北塩原村	早期健全化 基準	財政再生 基準
実質赤字比率 毎年経常的に収入される財源（財政規模）に対する一般会計の赤字額の比率	赤字額がないため 該当なし	15.0	20.0
連結実質赤字比率 財政規模に対する全会計連結の赤字額の比率	赤字額がないため 該当なし	20.0	30.0
実質公債費比率 財政規模に対する借金返済額の比率	14.4	25.0	35.0
将来負担比率 村財政規模に対する平成30年度末時点での借金等 残高総額の比率	97.7	350.0	

令和2年度決算監査について

令和2年8月20日から3日間、村監査委員による、令和2年度の一般会計および特別会計の決算監査が行われた。

監査の総合意見として、未納額の増加に対する懸念を示し、早急に対応するように求めた。なお、総合意見としては下記のとおりである。



代表監査委員
山本 文麿 氏

令和2年度決算監査 総合意見

令和2年度決算時点において、一般会計における村税と、特別会計における国民健康保険税をはじめ介護保険料、後期高齢者医療保険料、上下水道使用料の滞納繰越分を含む未納額の合計は221,500千円まで膨れ上がり、令和2年度一般会計決算時における自主財源735,814千円の30%を超える金額に達しています。このような状況は、税負担の公平性を欠き村民の不信感を招くと同時に、今後の財政運営に多大な支障を来す恐れがあります。

(一般会計)

まず、一般会計の村税徴収率を前年度比率からみると現年度分、滞納繰越分合計で1.1%増加しているものの、滞納繰越分を含む村税全体の未納額は168,378千円と多額であることから、財源確保の観点からもより一層の徴収強化に努める事を望みます。

特に、固定資産税の滞納額は162,328千円と大部分を占めているため、滞納処分等を含む特別徴収を強力に推進するとともに、現年度未納分についても新たな滞納に繋がらないよう早期の徴収に心がけるなど、滞納額の解消に向けて、早急に対策を講じられたい。

また、予算執行状況は有効適正であることは認めますが、健全財政を確保する観点からも事務の効率化と経常経費等の節減、各事業の適正な財政運営の改善を図る事を望みます。

(特別会計)

次に、特別会計について各会計において様々な要因はあるが、収入と支出のバランスが必要である。今後、さらに徴収担当課を中心に業務担当課との連携により、徴収率の向上（特に滞納繰越分の収納）を図り健全会計に努める事を望みます。

特に国民健康保険特別会計においては、滞納繰越分を含む国保税の未納額は25,044千円と多額であり、国保税未納額が被保険者の税負担額に与える影響は特に大きいことから、資格者証及び短期証発行基準の見直しや、現年度未納分についても滞納に繋がらないよう早期の徴収に心がけるなど、滞納額の解消について、早急に対策を講じられたい。

また、簡易水道事業費をはじめ特定環境保全下水道事業、簡易排水施設事業、農業集落排水事業の各特別会計においては、一般会計からの繰入金に頼らず、また今後増加が見込まれる施設維持管理費による財政状況の悪化を招かないためにも、料金未納者に対しては、速やかに給水停止を実行して納入促進をするなど、基本的な財源である水道使用料金並びに下水道使用料金の滞納解消に向けた対策と、上下水道料金改定についても早急に検討すべきである。

請願・陳情

○陳情第3号

辺野古新基地建設の中止と、普天間基地の沖縄県外・国外移転について国民的議論を行い、憲法に基づき公正かつ民主的に解決するべきとする意見書の採択を求める陳情

陳情者

「新しい提案」

審議結果

賛成多数で可決

趣旨採択

○陳情第4号

人道的見地から、沖縄防衛局による「沖縄本島南部からの埋め立て用土砂採取計画」の断念を国に要請すること

陳情者

沖縄戦遺骨収集
ボランティア
「ガマフヤー」

代表 具志堅 隆松

審議結果

賛成多数で可決

趣旨採択

意見書

発議第1号

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書

審議結果

全会一致で可決

提出先

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣

人事

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

諮問第2号

内海 英男氏

(北山)

諮問第3号

五十嵐 定裕氏

(大久保)

審議結果

全会一致で可決

※議会での同意を受け村から法務局へ推薦・決定する。

第8回定例会 会議に付した議案と審議結果

議案番号	件名	審議結果
議案第54号	北塩原村過疎地域持続的発展計画の策定について	原案可決
議案第55号	北塩原村手数料条例の一部を改正する条例	〃
議案第56号	令和2年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第57号	令和2年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第58号	令和2年度北塩原村簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第59号	令和2年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第60号	令和2年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第61号	令和2年度北塩原村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第62号	令和2年度北塩原村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第63号	令和2年度北塩原村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について	〃
議案第64号	令和3年度北塩原村一般会計補正予算（第4号）	〃
議案第65号	令和3年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算（第1号）	〃
議案第66号	令和3年度北塩原村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）	〃
発議第1号	コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書	〃
諮問第2号	人権擁護委員の推薦に関する答申について	同意
諮問第3号	人権擁護委員の推薦に関する答申について	〃

議会傍聴にお越しく下さい！

次回定例会は12月10日 開会予定です。

議会は皆さんの生活に寄り添い、皆さんの声を村へ反映する議決機関です。村のこれからが見える議会傍聴にぜひ足をお運びください。

議会傍聴、議会だよりのお問い合わせは議会事務局まで。

TEL：(23) 3263 FAX：(25) 7358

HPアドレス：<https://www.vill.kitashiobara.fukushima.jp/gikai/>



1 池田 睦宏 議員 10

○当村が村民や事業者に対して供給している上下水道の利用状況等について

2 酒井 利美 議員 11

○村の財政内容について
○村営駐車場や村内の道路の安全性について

3 佐藤 善博 議員 12

○税金と未納について

4 若林 幸子 議員 13

○村の予算について
○道路の維持、管理、整備について

5 小 椋 元 議員 14

○ラビスパ事業について
○敬老会について

6 伊 関 明 子 議員 15

○除雪にかかわる村政について
○コロナ禍における村職員の職場環境について

ズバリ!!

村政を質す!!

一般質問とは？

議員が村の行政全般について、事務の執行状況や将来の方針等についての所信や疑問を質すことで、報告や説明を求めることを言います。

池田 睦宏 議員



・当村が村民や事業者に対して供給している上下水道の利用状況等について

当村が村民や事業者に対して供給している上下水道の利用状況等について

問 下水道の整備事業の完了後、現在の加入状況などの普及率と、水環境への影響評価について伺う。また設備の今後の修繕計画がどの様になっているのか伺う。

答（建設課長）

昨年度の下水道の普及率は85.16%で、加入者人口は2,163人です。環境への影響は、下水の浄化処理を、基準値をクリアした上で放流し、環境の維持に大きく寄与していると認識しています。今後の修繕計画は裏磐梯地区のマンホールポンプの更新や北山浄化センターの自動給水ポンプなどを更新する予定でです。

問 議会初日に報告のあった、蛇平地区に、7月に開業したキャンプ場が、村の簡易水道に無断接続、無許可で使用していたという事案について、経緯を再度伺う。

答（建設課長）

今回の事案ですが、7月24日にキャンプ場で、無許可で水を使用していたのを現地確認しました。7月26日と8月5日にGO合同会社の社員を役場に呼び、聞き取り調査を行い、8月10日に止水措置を実施しました。8月13日に弁護士と相談し、8月16日に猪苗代警察署へ被害届を提出しました。

問 この事業者名義のほかに施設や住宅の全部調査は完了しているのか、無断接続が同じように起きているのか、また既存の施設で水道料金等の滞納があるのかどうか、伺う。

答（建設課長）

早急に調査を実施したいと考えています。また関連施設の上下水道は、かなり滞納している状況ですので、給水停止の措置など実施していきたいと考えております。

問 今後この業者に対し、未納額がある状態で新規施設の通水契約を認めていくのか。また、下水がどこに流れて行っているのか、把握ができていますか。

今後この業者に対し、未納額がある状態で新規施設の通水契約を認めていくのか。また、下水がどこに流れて行っているのか、把握ができていますか。

答（建設課長）

下水は村の水道施設に接続されていない状況です。どこかに流れている可能性もありますので現地の確認を早急にやりたいと考えております。

問 村が仕事を出したりしている事業所等に、水道や固定資産税等の滞納があっても村の仕事やれると考えてよいのか。

答（村 長）

ご指摘のような業者があるとするれば、それは由々しき事態であると思います。ですから、例えば通告や、指導を徹底的に行って解消をしていかなければならないと考えております。

問 高額な未納分に対してどんな対応をしたのか伺う。

答（税務課長）

給水停止予告書を発送し、ほか税関係は、法令に基づき財産調査、差し押さえ、換価、充当等を行いながら対応している状況です。

問 給水停止はこの1年、何件実施したのか伺う。

答（建設課長）

村内未納者に対し給水停止をやっていたという事実はなかったという事実に対し、大変申し訳なく思っております。

酒井
利美
議員

・村の財政内容について

・村営駐車場や村内の道路の安全性について

村の財政内容について

問 村の実質公債費比率が県内ワースト1ということ、村長はこの1年間、村政をどのような指標をもとに、運営していたのか。目標があったのか、こういう数字は気にしていないかったのか伺う。

答（村 長）

厳しい村の財政状況だということ、私も存じ上げていました。財政担当や総務企画課と話しながら、一般財源の繰り出しを少しでも少なくするよう指示し、滞納額の徴収額を上げるなど指導した結果がそうしたことにつながっていると思います。県内ワースト1を脱するという気概でこれまで取り組んできたものです。

問 それでも徴収が進んでいないように感じられるが、そこをどうしたら

徴収ができるようになるのか具体的に伺う。

答（税務課長）

昨年度から徴収強化月間を定め、全庁体制で徴収を行っています。電話催告のみならず、臨戸徴収ということ、滞納者宅に伺って納税をしていただいております。

問 水道の無断使用の件について、8月10日に止

水処理を実施したということだが、確認してからその間は無断で使用してよいと認めたのか。

答（建設課長）

本来であればその確認した時点で、使えないようにするべきだったと思いますが、遅れたことにつきましても大変申し訳なかつたと思います。

問 水道の無断使用の件

で条例のとおり対応したということだが、条例とはどこに則って対応したのか伺う。

答（建設課長）

村の水道条例の第38条で、承認を受けないで給水装置を新設、改造、修繕をやった者など、その他不正な行為をした者について5万円以下の過料を課することができるとなっております。

問 村民の一人としては、

すぐに対応してほしい。また、議会に相談をするということも別になかったと記憶している。これは重大な事件だと思うが責任はないのか、考えを伺う。

答（村 長）

この件については、村民の方々に深くお詫びを申し上げたいということであり、また、皆さま方に対しても深くお詫びを申し上げます。

答（農林課長）

道の駅林産物展示施設としては24時間営業ではないため、夜の管理はできない部分はあるかと思っています。

問 夜中は誰もいないか

ら分からなかったののか。例えば24時間人がいられないのであれば、誰か代わって見てくれる、またはカメラなりを設置するなど考えられないのか。

答（副村長）

観光客の安全安心というものは非常に大事なことで認識して、村民が安心して生活できるかということは大事な視点です。なので、カメラの設置など、ご提案も一つ一つ検討し今後とも取り組んでまいります。

村営駐車場や村内の道路の安全性について

問 今の段階で、村の駐車場とか、道の駅とか、どのように安全管理しているのか伺う。

佐藤 善博 議員



・税金と未納について

税金と未収について

問 令和元年の監査意見書は村のために、あえて厳しい意見を言っておき、これに対して村長は、どういうふうになっているのか伺う。

答（村 長）

監査委員会のご指摘は誠に、村側にとって本当にありがたい指摘と感じております。こうした指摘は私も真摯に受け止めて、徴収強化月間を設定するなど、これまで実施をしてきたつもりです。

問 強化月間を去年の11月27日にやったと答弁があり、村長が就任したのが9月、そのときには把握していなければいけなかったのではないかと。また、徴収時期の結果どうなったのか伺う。

答（税務課長）

実績については、1回目、令和2年11月27日、12月23日の期間で、総額で351万5,889円の徴収がありました。2回目、令和3年4月26日から5月31日まで、総額322万7,714円の徴収となっております。

問

決算書に使用料の未済はあると言うが、分担金については触れていない。分担金というのは権利であり、入っていないのに、なぜ下水を使用することができているのか。

答（建設課長）

分担金につきましては、下水道に加入する際、一括払いの方と分納の方がございます。分納で納めますという方が、結果的に途中から未納になっていくということです。そこは集中的に、もちろんほかの項目も合わせまして徴収のほうに力を入れてやっていきたいと思っ

ています。

問

上下水道の使用料金の見直しについては、監査委員の意見でもあり、見直しなさいますと言われたのに、なぜやれなかったのか伺う。

答（村 長）

コロナ禍において昨年度の中では協議することができませんでした。今年度、ワクチン接種も80%以上、接種率も高まっているという状況ですから、今年度の中で、この料金を見直しについて協議を進めたいと考えております。

問

令和3年の国保税について、税務課長は100%取れるように努めますと言っていたが、残りの滞納分、村の全体的な徴収率をいくらまで上げるのか。

答（村 長）

現年分については、100%を目指すというのが原則です。それに従って一丸となり、滞納分も併せて解消に向けて努めていくというのが、これが我々の責任であると考えております。

問

監査委員の意見で、ここで徴収率上げなさい、現年分を残すことは滞納分につながるから、徴収をしつかりなさいと、ここで言っているがどういう形でやるのか。

答（村 長）

現年度分を必ず納めていただけるよう全力を傾けていかなければならないと考えています。その方法としては、電話や文書や法令に基づく差し押さえ、そうしたものを重ねることにより徴収率が上がるものと考えておりますので、確実に実行してまいりたいと考えております。

若林 幸子 議員



・ 村の予算について

・ 道路の維持、管理、整備について

村の予算について

問 決算による健全化比率や税金財政全般の現状と、交付税交付決定を受け、この現状についてどのように考えるか伺う。

答（総務企画課長）

令和2年度決算の健全化比率は14.4%であり、速報値では県内の市町村で最も高い状況です。令和2年度に福島県による財政診断を実施し、その診断結果に基づき計画的に運営してまいりたいと考えております。

問 以前は徴収率が悪かったのですが、村長が頑張らないと以前と同じになってしまう。まずは財源を確保することへの考えを伺う。

答（村 長）

この村政を預り、多額

の滞納金や未収に驚愕をしたところです。それを改善すべく、その私の責任ということもありますから、皆さま方とともに、徴収率を高めていくという努力をさせていただき

はしないか。

答（村 長）

これまでのやり方では、うまくいっていなかったわけですから、今一度見直して、検討させていただきます。

問 水道料について、2ヶ月以上支払いできなかった方は、水道の給水停止を実行するのかわかるか。

答（建設課長）

今回の水道の給水停止につきましては、基本、3ヶ月納付がない場合、あとは村に対しての相談などない場合は、給水停止の措置を取っていきたくと考えております。

問 滞納額が多い方は3ヶ月ではおかしいのではないか。滞納額が多い方に膨らませると自分の首を絞めることになるので

問 強化月間だけではなく、毎月やるなど実施していただくことを約束できないのか、考えを伺う。

答（村 長）

庁内で、そうした方向性でできるかどうか含めて検討させていただきます。

問 国や県の支援金をもたらっていて、遊び呆けている人もいます。それでコロナの猶予をもらっているのは納得できないが、その辺の考えを伺う。

答（村 長）

コロナによる徴収猶予については、国の制度の中で許可・却下するとうような形ですので、適切に許可は出せていると考えております。

道路の維持、管理、整備について

問 除雪の時期が終わった際、道路の看板など巡りに修繕を行うべきであるが、考えを伺う。

答（建設課長）

現在も定期的に巡回し、自分たちで出来れば、すぐ修理するなど、出来なものは業者をお願いするなどを、今後も引き続き実施していきたいと思

小椋 元議員



- ・ラビスパ事業について
- ・敬老会について

ラビスパ事業について

問 ラビスパ裏磐梯では入湯税を課さないこととしており、特定の施設のみ課税を免除している状況だが、村長の見解を伺う。

答（村 長）

福祉の向上を目的として村が設置した施設について、課税しないとする村税条例に基づき実施をしているものでございます。

問 この事業は20何年かのうち、黒字になったのはたったの2回という報告を受けている。経費だけかかって何ともならないと思うがこれについての見通しを伺う。

答（総務企画課長）

ここ数年は会社全体として赤字ですが、20期か

ら23期では会社全体で黒字です。その時のラビスパの入込みは5万人から6万人です。したがって、会社全体として黒字を確保できれば継続できるものと思います。

問 温泉なのだから、入湯税はちゃんと取るべきである。温泉施設は入湯税をきちんと払っている。

法律で入湯税をもらうことになっているのに、課さないということは村で決められるのか伺う。

答（税務課長）

入湯税につきましては、村の条例で定めることによつて免除できることになっております。

問 税金を納めて、温泉を守っていくという法律だと思うが、特定の事業主を税金課さないなん

ていうことはありえないのではないか。

答（村 長）

この条例は、そうしたことを十分加味し、議会の承認をいただいて実施をしておりますので、ご理解を賜ればと思います。

問 赤字の施設、やめるか、誰かに売るか、誰かに無償で任せるか、まず一つ一つ切っていくかない

と、施設も老朽化して、リフォームするにも新しく建てるよりかかる状態であるから、必要のないところは切るという考えはないのか。

答（村 長）

施設の老朽化でリニューアルの試算を出したという経緯はありますが、アンケートの結果50%以上の方々が利用したいということなので、今後は皆さまと協議をして検討していきたいかなければならないと考えております。

敬老会について

問 2年続けてコロナの関係で敬老会を中止しているが、その代わり祝金を支給するのが最善ではないかと思うが考えを伺う。

答（住民課長）

本村では別に、長寿祝金条例を定め実施しているところであり、敬老会の中止により祝金を贈呈する考えはございません。

問 普通にやれば6千円前後は1人かかる計算だと思われる。その分でも敬老祝金として出せば一家で1回は楽しく飲食ができるのではないか。

答（住民課長）

長寿祝金条例でお祝いをしておりますので、二重に改めてお祝金を創設するのは難しいと考えております。

伊関 明子 議員



・除雪にかかわる村政について

・コロナ禍における村職員の職場環境について

除雪にかかわる村政について

問 村営住宅の除雪で、駐車場が設置されていない状況について、駐車場の確保はどう進めているか伺う。

答（建設課長）

村営住宅の除雪は入居されている方の共有部分でもありますので、入居者同士で助け合いながら除雪をお願いしたいと考えています。また、裏磐梯住宅の駐車場は、現在のところ整備する予定はございません。

問 入居の際に説明されているシートを見た際、説明責任をきちんと果たしたかという、双方でチェックする欄が必要ではないかと話したが、検討は行ったか。

答（建設課長）

入居する際の請書に基づいて入居していただく契約となっていますので、チェックシートをつくる予定はございません。

問 スカイヒルには駐車場は造り、裏磐梯のほうは、建設当時の作りとはいえ、駐車場を造らない、家賃もそんなに差がなく、スカイヒルは駐車場代を取っていないのでは、公平性がないのではないか。

答（建設課長）

家賃は県で定めた算定になっているため、不公平さはないかと思いますが、駐車場整備につきましても、当初の建設にかかる経費や、予算も加味してのものかと思えます。

問 今実際に1戸、裏磐梯で募集かけているようだが、入居希望者が聞かなければ答えないので。

答（建設課長）

駐車場の有無については、契約時に、本人にきちんと説明したいと考えています。

問 住宅の除雪を社協に委託しているが、高齢者の方の場合、玄関、それから台所の窓ガラスのみの対応となっているが、それで生活がしていけると思うのか、村の考えを伺う。

住宅の除雪を社協に委託しているが、高齢者の方の場合、玄関、それから台所の窓ガラスのみの対応となっているが、それで生活がしていけると思うのか、村の考えを伺う。

答（住民課長）

1人暮らし高齢者等に対する福祉サービスの一環として行っており、全てきれいにすることは難しいと考えます。生活する上での安全面、不可欠

な部分というところで実施しているところであります。

コロナ禍における村職員の職場環境について

問 本庁のコロナ対策をみると初期対応のままのように見受けられるが、もしもを見据えて職員の環境を整えることが、村民及び日常の行政を守るのではないか、考えを伺う。

答（総務企画課長）

村役場につきましても、事業所として職員の感染対策を強化する必要がありますと考えております。職員の横のアクリル板については、現在は設置していない状況なので、早急に購入し設置したいと思っています。

【議会傍聴のすすめ】

北塩原村村議会の傍聴は「北塩原村議会傍聴規則」に基づき実施されています。今回はその内容の一部を分かりやすくご紹介し、より多くの方に傍聴いただけるようにご案内いたします。

なお、会議の日程につきましては議会ホームページでお知らせしております。

傍聴席のご案内

議場の傍聴席は全部で25席です。原則として先着順となっており、事前予約等はできませんが大人数で傍聴に来られる場合には、混雑状況を把握するために事前に議会事務局へご連絡頂ければ幸いです。
25名を超えた場合、また、新型コロナウイルス予防の観点から傍聴席を減らす措置が取られた場合には、役場本庁コミュニティセンターロビーにあるテレビ、または裏磐梯合同庁舎にあるテレビにて視聴が可能です。

議会傍聴注意事項

1. 議会を傍聴しようとする方は、名簿に記載願います
2. 傍聴席では、帽子、コート、マフラー等はお脱ぎ下さい
3. 傍聴者は、議場に入ることはできません
4. 傍聴席での飲食、喫煙、私語、拍手等は禁じられています
5. 議場での言論に対して、公然と可否を表明したり、談論やその他騒ぎ立てたりしないでください
6. 携帯電話は、電源を切るかマナーモードにするとともに、議会中は操作しないようにして下さい
7. 議会の撮影、録音等は許可を得た場合以外は行わないで下さい
8. 児童及び乳幼児は傍聴席に入れません
9. その他、議会の妨害等となる場合は、退場を命じます
10. 原則として、会議中の入退出を禁止します。
11. 傍聴人はすべて議長または、係員の指示に従ってください

コロナ対策として

1. マスクは必ずご着用ください。
2. 入退室時はかならず手指の消毒を行ってください。



幼稚園の稲刈り

10月4日、村内の両幼稚園児のみなんで稲刈りが行われました。
5月20日にみんなで植えた苗はすくすくと育ち、多くの穂をつけた稲となりました。

稲刈りにはさくら小学校の5年生も加わり力をあわせてたくさん刈ることが出来ました。
こうした体験を通して美味しいご飯ができるまでを知り、食事の大切さを学んでほしいと思います。

編集委員

委員長	伊藤 敏英
委員	若林 幸子
委員	遠藤 祐一
委員	池田 睦宏
委員	小椋 真

編集後記

夏の暑さもいつの間にか過ぎ去り、朝晩の冷え込みが少し堪えるようになってきました。

新型コロナウイルス感染予防もさることながら、毎日の寒暖差には十分注意が必要です。今年も残り2か月、村民の皆様が健康で1年を終えられるようお願いです。
議会広報では議会の様子をわかりやすくお伝え出来るよう委員一同編集してまいります。皆様のご意見をおまちしております。

委員一同